

## 函館市教育委員会指定管理者情報公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市情報公開条例（平成13年函館市条例第7号。以下「条例」という。）第27条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の情報公開について必要な事項を定めるものとする。

(提出を求める文書の範囲)

第2条 条例第27条の2第2項の規定により教育委員会が指定管理者に対して提出を求める文書は、指定管理者が管理を行う公の施設に関しその職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィおよび電磁的記録（紙に出力することが可能なものに限る。）であつて、当該指定管理者の職員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。

(文書の提出)

第3条 指定管理者は、条例第27条の2第2項の規定に基づき教育委員会から文書の提出を求められたときは、速やかに教育委員会に当該文書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。